

公益社団法人日本地震工学会会員の特典細則

2012 年 12 月 7 日制定

2023 年 4 月 1 日改定

2025 年 6 月 20 日改定

(適用範囲)

第 1 条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款（以下「定款」とする。）第 5 条に示す会員が有する公益社団法人日本地震工学会員規則（以下「会員規則」とする。）第 14 条に示す特典についての具体的な項目に関して定める。

(正会員)

第 2 条 定款第 5 条第 1 項第 1 号に示す正会員は以下の各号に関する特典を受けられるものとする。

1. 役員の選挙権と被選挙権
2. 総会における議決権をもち、総会に出席して意見を述べる権利
3. 日本地震工学会「会誌」の電子版即時閲覧
4. 日本地震工学会「JAEE NEWS」のメール受信
5. 日本地震工学会「JAEE NEWS」や「コラム」への投稿
6. 日本地震工学論文集への投稿
7. 日本地震工学大会への会員割引での論文発表
8. 日本地震工学会の刊行物の会員割引での購入（共同刊行等を除く）
9. 研究発表会、講習会、講演会、見学会等への会員割引で参加
10. 委員会へ委員として参加する資格

ただし、第 5 号に関する掲載の可否は日本地震工学会で決定される。

(学生会員、学生会員（研究室パック）)

第 3 条 定款第 5 条第 3 号に示す学生会員は第 2 条の第 1、2 号を除く各号に関する特典を受けられるものとする。ただし、第 2 条の第 5 号に関する掲載の可否は日本地震工学会で決定される。

(法人会員)

第 4 条 定款第 5 条第 2 号に示す法人会員は、法人とその代表者 1 名と法人登録会員から構成される。法人登録会員とは会員規則第 8 条に示す法人会員の会費の口数に応じて定められる法人会員の等級に応じた人数（表 1 参照）を事前に登録し、当該期間に第 5 条に記す特典を受けられるものを言う。また、法人の代表者は正会員または法人登録会員の中から登録するものとする。

表 1 法人登録会員数

法人会員種別	特級	A 級	B 級	C 級
会費納入口数	10 口以上	5 口	2.5 口	1 口
法人登録会員数 (代表者 1 名を含む)	12 人	6 人	3 人	1 人

第 5 条 法人登録会員の特典は、第 2 条の第 1、2、6、7 号を除く各号に関する特典とす

る。

第6条 法人登録会員の中から登録された法人会員の代表者は、第5条の特典のほか第2条の第2号の特典を受けられるものとする。

第7条 法人会員は以下の各号に関する特典を受けられるものとする。

1. 日本地震工学会誌への広告の割引掲載
2. 研究発表会等の催し物会場でのパンフレット配布
3. 日本地震工学会のホームページと法人会員ホームページとのリンク
4. 法人会員のイベント情報等の日本地震工学会のホームページへの掲載
5. 会誌冊子の送付（特級4冊、A級2冊、B級1冊、C級0冊）

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は2023年4月1日より施行する。
- 4) この細則の変更は2025年6月20日より施行する。